

けんぽQ & A

Series81

Q 退職する月に賞与が支払われる場合の保険料は控除してもいいのか？

A 健康保険の保険料は、被保険者が資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までを月単位で計算することになっています。

したがって、資格喪失日の属する月分の保険料は控除する必要がありません。
ただし、月末に退職する場合は、翌月1日が資格喪失日となるため、資格喪失月の前月となる退職月の保険料を控除する必要があります。

賞与につきましても、毎月の保険料と同様、被保険者が資格取得した月から資格を喪失した前月までの間に支払われた賞与につきましては保険料算定の対象となります。

なお、月末に退職した場合は、賞与につきましても保険料を控除しなければなりません。

控除する保険料につきましては、賞与より控除されることになります。

※ 40歳以上65歳未満の方につきましては、介護保険料も同様に控除されます。